



長野県報

3月1日(木)
平成24年
(2012年)
第2348号

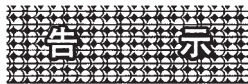
目次

告示

都市計画事業の事業計画の変更の認可(生活排水課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課).....	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課).....	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課).....	4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課).....	5
平成24年度前期技能検定の実施(人材育成課).....	5
平成24年度随時実施技能検定の実施(人材育成課).....	6
家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課).....	7
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	8
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(6件)(都市計画課).....	8
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施(建築指導課).....	9
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	9
土地改良事業の工事の完了の届出(6件)(農地整備課).....	9
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築指導課).....	10
一般競争入札(生活排水課).....	11
一般競争入札(2件)(道路管理課).....	12
一般競争入札(砂防課).....	14
一般競争入札(3件)(企業局).....	14
一般競争入札(高校教育課).....	17
正誤(障害者支援課).....	18



長野県告示第160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

飯田市

2 都市計画事業の種類及び名称

飯田都市計画下水道事業 飯田市特定環境保全公共下水道(竜丘処理区)

3 事業施行期間

平成9年2月3日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第161号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市中条字境ノ沢4961、4964、4976
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第162号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市鬼無里日影字笹口3366の1、3367の2、3371、3377の4、3378、3379、3386の2、3386の4、3429の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第163号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
安曇野市明科七貴6438の1、6438の3、6451
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
取出、青木東、奥坊下、鎮寿、向畑、向山、下小瀬、中小瀬西、中小瀬東、上小瀬、宮の入1、宮の入2、入ヶ沢、田中、保福寺分校跡、保福寺、太田北、太田東、太田、入1、入2、勝立1、勝立2、月沢、向町、中木戸1、中木戸2、宿、三ツ屋、上赤怒田1、上赤怒田2、淀ヶ沢東、淀ヶ沢南、大巾、上平南、沢道、宮平、大釜沢、長命寺下、上手沢、矢室、刈谷原東1、刈谷原東2、雷立森1、雷立森ア、雷立森4、刈谷原上町、刈谷原上町2、西の沢1、西の沢2、西の沢ア、大門、森下、奥の院、松原、沢屋、板場諏訪社裏、板場諏訪社北、カリガネ、マセクチ、倉掛、片山口、中尾1、中尾2、入ノ沢1、十二、麻生、入ノ沢ア、片山1、片山2、片山3、ビンゼ、倉掛2、ジंगाサ2、ジंगाサ1、太ノ田、相沢、大木戸下、三子沢、大木戸、西北山1、西北山2、堂平下、西沢、落水裏山、西宮1、西宮ア、西宮4、西宮5、西宮6、中北山2、上郷1、上郷2、上郷3、上郷4、宮ノ入1、宮ノ入2、岩井堂、御嶽山1、御嶽山3、御嶽山2、西ノ入1、西ノ入2、西ノ入3、西ノ入4、中北山1、東北山1、東北山2、細原、無量寺、永井原、殿村ア、小狭、知見寺ア、殿村5、知見寺2、殿村1、知見寺1、小井戸観音山、日向山、東原県道沿、十二沢入口、十二沢堰堤下、両瀬西平下、両瀬タテ、両瀬日影、両瀬湯殿入、両瀬塚ウネ、両瀬外出、両瀬崖下、両瀬学校下、金井本村、山崎、塩ノ入、塩ノ入東、長林、虚空蔵山入口、向原、寺の入、天神沢、原山梨の木、小原、洞、川久保、堂入、御堂入沢1、御堂入沢2、大畑、日向山ノ神、木戸、下会吉4、下会吉3、下会吉2、下会吉1、上会吉ア、上会吉1、下会吉ア、

下会吉7、下会吉8、下会吉9、馬船、上源沢、日影山ノ神、子持川、水上、牛蒡畑、塩沢、召田天道、召田西、召田本村ア、召田日向、矢久本村南、矢久、大沢、梓沢、小胡桃1、小胡桃2、小胡桃3、小胡桃4、小胡桃5、小胡桃6、小胡桃7、小胡桃8、小胡桃9、召田日陰、召田いちご沢、召田本村3、召田あぜだ、召田堂村、召田小入、ゼンノ平、長越ミズカミ、テラ山、ユザワオトシ、ミズカミオトシ、藤池2、藤池3、藤池1、日影島ノ田、備前原、豆岩、山ノ神、穴沢山崎1、穴沢山崎2、みそいり、寺げと、下竹地、上竹地、むけ山1、むけ山2、梨の木沢、梨の木ア及び梨の木イ

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

湖東1、湖東2、湖東3、湖東4、北山13、北山14、北山15、北山16、北山17、北山18、北山19、北山20、北山21、北山22、北山23、北山24、北山25、北山26、北山27、北山28、北山29、北山30、北山31、北山32、北山33、北山52、北山53、北山54、北山55、北山56、北山57、北山58、北山59、北山60、北山61、北山62、北山63、北山64、北山65、北山66、宮川33、宮川34、宮川35、宮川36、宮川37、宮川38、宮川39、宮川40、宮川41、宮川42、宮川43、宮川44、宮川45、宮川46、宮川47、宮川48及び宮川49

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

取出、青木東、奥坊下、鎮寿、向畑、向山、下小瀬、中小瀬西、中小瀬東、上小瀬、宮の入1、宮の入2、入ヶ沢、田中、保福寺分校跡、保福寺、太田北、太田東、太田、入1、入2、勝立1、勝立2、月沢、向町、中木戸1、宿、三ツ屋、上赤怒田1、淀ヶ沢東、淀ヶ沢南、大巾、上平南、沢道、大釜沢、長命寺下、上手沢、矢室、刈谷原東1、刈谷原東2、雷立森1、雷立森ア、雷立森4、西の沢1、西の沢2、大門、森下、奥の院、松原、沢屋、板場諏訪社北、カリガネ、マセクチ、倉掛、片山口、中尾1、中尾2、入ノ沢1、十二、麻生、入ノ沢ア、片山1、片山2、片山

3、ビンゼ、倉掛2、ジンガサ2、ジンガサ1、太ノ田、相沢、三子沢、大木戸、西北山1、西北山2、堂平下、西沢、落水裏山、西宮1、西宮ア、西宮4、西宮6、上郷2、上郷3、上郷4、宮ノ入1、宮ノ入2、岩井堂、御嶽山1、御嶽山3、御嶽山2、西ノ入2、西ノ入4、中北山1、東北山1、東北山2、細原、無量寺、永井原、殿村ア、知見寺ア、殿村5、知見寺2、知見寺1、小井戸観音山、日向山、東原県道沿、十二沢入口、両瀬西平下、両瀬タテ、両瀬日影、両瀬湯殿入、両瀬塚ウネ、両瀬外出、両瀬崖下、両瀬学校下、金井本村、山崎、塩ノ入、塩ノ入東、長林、虚空蔵山入口、向原、寺の入、原山梨の木、小原、洞、川久保、堂入、御堂入沢1、御堂入沢2、大畑、日向山ノ神、木戸、下会吉4、下会吉3、下会吉2、下会吉1、上会吉ア、上会吉1、下会吉ア、下会吉7、下会吉9、馬船、上源沢、日影山ノ神、子持川、水上、塩沢、召田天道、召田西、召田本村ア、召田日向、矢久本村南、矢久、大沢、梓沢、小胡桃1、小胡桃2、小胡桃3、小胡桃4、小胡桃5、小胡桃6、小胡桃7、小胡桃8、小胡桃9、召田日陰、召田いちご沢、召田本村3、召田あぜだ、召田堂村、召田小入、ゼンノ平、長越ミズカミ、テラ山、ユザワオトシ、藤池2、藤池3、藤池1、備前原、豆岩、山ノ神、穴沢山崎1、穴沢山崎2、みそいり、寺げと、下竹地、上竹地、むけ山1、むけ山2、梨の木沢、梨の木ア及び梨の木イ

2 指定の区域

松本市四賀のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

湖東1、湖東2、湖東3、湖東4、北山13、北山14、北山15、北山16、北山17、北山18、北山20、北山23、北山26、北山27、北山28、北山29、北山30、北山31、北山32、北山33、北山53、北山54、北山55、北山56、北山59、北山60、北山61、北山63、北山64、北山65、北山66、宮川33、宮川34、宮川35、宮川36、宮川37、宮川38、宮川39、宮川40、宮川42、宮川43、宮川44、宮川45、宮川46、宮川47、宮川48及び宮川49

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

相沢、井刈沢、井刈沢-1、山屋沢、堂平沢-1、堂平沢、落水沢、滝ノ沢、大平沢、小屋沢、西ノ入沢、宮の入沢、木落沢、岩井堂沢、知見寺沢、知見寺沢-1、足の入沢、十二沢、井方沢、大門沢、八太郎沢、両瀬沢、孫見沢、土沢、西土沢、寺の入沢、原山梨の木沢、ヒロゴ沢、山の神沢、権現沢、本沢、堂沢2、吉窪沢、向山沢-1、権現沢（会吉）、洞沢、大洞沢、岩殿沢、柳河原沢、小辺屋沢、会吉大沢2、会吉大沢-1、会吉大沢、馬舟沢、水上沢、塩沢、天道入沢、西ノ入沢2、山ノ入沢、ドーデーラ沢、野田沢、矢久川-3、かなずる沢川、梓沢川、裏沢、道の入沢、小胡桃沢、上原沢、大がろう沢、モタイ沢、山住3沢、山住2沢、山住1沢、向山沢、覆盆沢、召田、堂沢-1、堂沢、あいよし沢、大白沢、原沢、細尾沢、むぎの沢、かまの沢、志にゅう沢、みそ入沢-1、くるみ沢、緑の沢、萩沢、梨の木沢、穴沢1号沢、大白砂沢、寺挟沢、ソデヤマ沢、独活ヶ沢、孫八沢、裏ノ沢、八幡沢、宮ノ入沢、入ヶ沢、田中沢、仏ヶ沢、えんりゅう沢、大ノ田沢、茸沢、三峰沢、小がち沢、保福寺沢-1、保福寺沢、藤ノ木沢、押ヶ沢、金山沢、天神沢、宿沢、上赤怒田沢、上赤怒田沢-1、淀ヶ沢、和平沢、白張沢、新切沢、棚嵐沢、上手沢、城ノ沢、水銅沢、矢室沢、刈谷原沢、西ノ沢1、西ノ沢2、うつぎはら沢、みずみ沢、沢屋沢、板場沢、ツツミ沢、唐沢、笹沢、三コ沢、李沢、陣笠沢、倉掛沢2-1、倉掛沢2、倉掛沢、入の沢、ピンゼ沢及び矢の沢

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

音無川1、車山沢1、池ノ平三沢2、池ノ平三沢1、池ノ平二沢、池ノ平一沢、音無川2、音無川3、音無川4、音無川5、音無川8、音無川9、音無川10、音無川11、塩沢二沢、柏原沢、柏原三沢、柏原四沢、柏原一沢、柏原二沢、湯川三沢、湯川二沢、湯川四沢1、湯川四沢2、蓮井沢1、湯川五沢、湯川六沢、蓮井

沢2、持栗川、蓮井沢、音無川12、音無川13、車川2、車川4、車山沢2、蓼科沢、車川1、車川3、車川5

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

井刈沢、井刈沢-1、山屋沢、堂平沢-1、落水沢、大平沢、西ノ入沢、木落沢、岩井堂沢、知見寺沢、知見寺沢-1、十二沢、井方沢、大門沢、八太郎沢、孫見沢、土沢、西土沢、寺の入沢、原山梨の木沢、ヒロゴ沢、山の神沢、権現沢、本沢、堂沢2、吉窪沢、向山沢-1、権現沢（会吉）、洞沢、大洞沢、岩殿沢、小辺屋沢、会吉大沢2、会吉大沢-1、会吉大沢、馬舟沢、水上沢、塩沢、西ノ入沢2、山ノ入沢、ドーデーラ沢、野田沢、矢久川-3、かなずる沢川、梓沢川、裏沢、道の入沢、小胡桃沢、上原沢、大がろう沢、モタイ沢、山住3沢、山住2沢、山住1沢、向山沢、覆盆沢、召田、堂沢、あいよし沢、大白沢、原沢、細尾沢、むぎの沢、かまの沢、みそ入沢-1、くるみ沢、緑の沢、萩沢、梨の木沢、穴沢1号沢、大白砂沢、寺挟沢、ソデヤマ沢、独活ヶ沢、孫八沢、裏ノ沢、八幡沢、宮ノ入沢、入ヶ沢、田中沢、えんりゅう沢、茸沢、三峰沢、小がち沢、藤ノ木沢、押ヶ沢、金山沢、天神沢、宿沢、上赤怒田沢、上赤怒田沢-1、淀ヶ沢、和平沢、白張沢、新切沢、棚嵐沢、城ノ沢、水銅沢、矢室沢、西ノ沢1、西ノ沢2、うつぎはら沢、ツツミ沢、笹沢、李沢、陣笠沢、倉掛沢2-1、入の沢及びピンゼ沢

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第171号

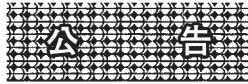
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
音無川1、車山沢1、池ノ平三沢1、池ノ平二沢、池ノ平一沢、音無川2、音無川3、音無川4、音無川5、音無川8、音無川9、音無川10、音無川11、塩沢二沢、柏原沢、柏原三沢、柏原四沢、柏原一沢、柏原二沢、湯川三沢、湯川二沢、湯川四沢1、蓮井沢1、湯川五沢、湯川六沢、蓮井沢2、持栗川、蓮井沢、音無川12、音無川13、車川2、車川4、車山沢2、蓼科沢、車川1、車川3、車川5
- 2 指定の区域
茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する事項
別図に記載するとおり

砂 防 課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年2月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ちゃお
- 3 代表者の氏名
鈴木周一
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市大字上諏訪6372番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害をもつものに対して、野菜・果樹等の生産販売などの活動を通して社会参加や自立的生活力を養う事業を行い、障害者の生きがいと働く場を提供すると共に、共生する豊かな地域づくりの促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

平成24年度前期技能検定を次のとおり行います。

平成24年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 試験区分
試験区分は、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。
- 2 実施職種及び試験の期日
(1) 学科試験
ア 1級、2級及び単一等級

検定職種及び作業名	期日
造園（造園工事作業） 金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業） 産業車両整備（産業車両整備作業） 光学機器製造（光学ガラス研磨作業） プラスチック成形（射出成形作業） とび（とび作業） 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業） 塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）	平成24年8月19日（日）
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業及び円筒研削盤作業） 鉄工（構造物鉄工作業） めっき（電気めっき作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） 建設機械整備（建設機械整備作業） 家具製作（家具手加工作業） 建具製作（木製建具手加工作業） 印刷（オフセット印刷作業） 左官（左官作業） 畳製作（畳製作作業） 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業） 広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）	平成24年8月26日（日）
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業） 放電加工（数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業） 建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業） 工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業） 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業） 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業） 鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業） 石材施工（石張り作業） タイル張り（タイル張り作業） 表装（表具作業及び壁装作業） フラワー装飾（フラワー装飾作業） 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業及び加熱ペイントマシンマーカ－工事作業） 塗料調色（調色作業）	平成24年9月2日（日）

イ 3級

検定職種及び作業名	期日
造園（造園工事作業） 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及び平面研削盤作業） 建築板金（内外装板金作業） 工場板金（曲げ板金作業） 仕上げ（機械組立仕上げ作業） 機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） フラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成24年7月22日（日）
金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）	平成24年8月19日（日）

(2) 実技試験